

大野城まどかぴあ貸館利用者へのイベント掲載基準

令和3年3月19日要綱第3号

(目的)

第1条 この基準は、貸館利用者へ広報支援サービスの提供として公益財団法人大野城まどかぴあ(以下「まどかぴあ」という。)が発行する情報誌「アテナ」とまどかぴあホームページ「イベントカレンダー」サイトへの掲載について取り扱いを定め、まどかぴあの情報発信力を高めることを目的とする。

(情報発信の内容)

第2条 まどかぴあで開催されるイベントの開催月にあわせて開催日時、イベント名、利用施設名、問い合わせ先等を掲載する。

(掲載できるもの)

第3条 掲載できるものは、まどかぴあのホールを利用する団体などのイベントで次の号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (3) 館の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、無限連鎖講の防止に関する法律(昭和53年法律第101号)などの規定を順守していない公共の福祉に反する商取引を行うおそれがあるもの。
- (6) 申込書の記載に誤りがあるもの。
- (7) その他まどかぴあが適当でないと認めるもの。

(申込方法)

第4条 まどかぴあ利用許可書又は予約申込確認書の交付を受けたものは、情報誌「アテナ」及びまどかぴあホームページ「イベントカレンダー」に掲載するために、申込書(様式1)により申込みすることができるものとする。

2 申込み方法は、暦の1ヶ月単位でイベント開催月の3ヶ月前の末日迄とする。

(申込者の責任)

第5条 イベントの掲載に関する責任は申込者が負うものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかにまどかぴあに連絡するものとする。

2 申込者は、掲載したイベントの情報に関し、閲覧者等との間に疑義が生じた場合は申込者の責任において解決するものとする。

(掲載の決定等)

第6条 申込みを希望されたイベントは、この掲載基準に基づき審査を行い掲載する。
但し、掲載できない場合は申込者に通知する。

(掲載取消し)

第7条 掲載前、掲載期間中を問わず、以下の場合に掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条の掲載できないものに該当した場合
- (2) 指定する期日までに施設使用料を支払わず使用を取り消された場合
- (3) 大野城市まどかぴあ設置条例(平成7年条例第17号)第7条に基づき使用許可が取り消された場合
- (4) 申込者の連絡先に連絡ができない場合

(掲載料金)

第8条 掲載料金は、無料とする。

(その他)

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和3年3月19日から実施する。